

令和2年4月20日

1 学年保護者各位

茨城県立土浦第二高等学校長

空調設備使用料の徴収について

茨城県の条例により，県立高校では下記のとおり空調設備使用料を徴収しております。

7月に4～6月分の3ヶ月分（600円），10月に7～10月分の4ヶ月分（800円），11月以降は毎月200円を，ご登録いただいている口座から振替させていただきますので，よろしくお願いいたします。

記

1. 空調設備使用料の徴収額等について

- (1) 徴収額　：　年額2,400円　（月額200円）
- (2) 徴収方法　：　口座振替

2. 空調使用料の免除について

ご家庭の経済状況によっては，空調設備使用料の徴収免除を受けられる場合があります。希望される場合は本校事務室まで個別にご相談ください。

なお，4月分から免除を受けるためには今月中に申請をする必要がありますので，お早めにご連絡をお願いいたします。また，必要書類の提出については臨時休業が解かれた後，速やかに手続きください。

【問い合わせ先】

土浦第二高等学校 事務室 大原
電話　029-822-5027
平日　8:30～17:00